

寛永12年の「南蛮誓詞」と臼杵藩のキリシタン禁制

大津祐司

はじめに

マレガ資料中に、臼杵藩宗門方が保管していた寛永12年（1635）作成の文書が三百数十点含まれている¹⁾。これらは文書群のなかではもっとも古い。その大半は「南蛮誓詞」と呼ばれる起請文「きりしたん宗門御改ニ付起請文前書之事」で、単体、あるいは村や町ごとに複数通から数十通まで継がれた継紙の状態で収められていた。他には、起請文に基づいて作成された「きりしたん宗門御改之御帳」や「庄屋の請状」等が数点含まれる。寛永12年に作成された文書がこれほど遺されていることは、マレガ資料の大きな特色の一つである。

「南蛮誓詞」は、これまで岡田章雄や片岡弥吉らによって分析されてきている。本稿においては、両氏の分析を根底に置きながら、まず臼杵藩の「南蛮誓詞」の形式と内容を確認し、「南蛮誓詞」と「きりしたん宗門御改之御帳」の関係について考察する。つぎに「南蛮誓詞」が作成された背景および「南蛮誓詞」作成当時の臼杵藩における寺院の動向・状況を確認する。そして「南蛮誓詞」と「きりしたん宗門御改之御帳」が後にどのように活用されたかについて言及したい。

1. 「南蛮誓詞」と「きりしたん宗門御改之御帳」

「南蛮誓詞」は、キリスト教を信仰していないことを誓う起請文のことである。寺の証明をとり、日本の神々だけではなくキリスト教の神にも誓うので「南蛮誓詞」と呼ばれている。片岡弥吉によれば、その案文は寛永12年（1635）、京都所司代板倉重宗によって広く示され、肥後藩では、その前年の寛永11年10

月に長崎の荒木了伯（トマス）に頼んでいた案文が届いていたとする²⁾。そして寛永12年に全国一斉に厳重なキリシタン詮索が行われて転びキリシタンから誓詞をとり、絵踏を行わせたという³⁾。岡田章雄は、京都所司代板倉重宗によって発せられた布告について、法金剛院文書や鹿苑寺文書等によって分析し、また、マレガ神父が著した『豊後切支丹史料』から府内万寿寺の門徒が提出した起請文と庄屋の請状を引用して検討し、起請文は転宗者のみではなく、広く一般の領民に書き上げさせた⁴⁾と推測している。

寛永12年の「南蛮誓詞」は、現在、京都・熊本・臼杵などの地域に遺されるものに限られる状況である⁵⁾。臼杵藩の寛永12年の「南蛮誓詞」に注目するならば、その形式は2種類といえる。一つは他地域と異なる臼杵藩独自の形式のもの、もう一つは熊本藩（肥後藩）のものと同形式のものである。ここでは大半を占める形式を「臼杵形式」、熊本藩と同様のものを「熊本形式」と呼び、その内容を確認し、「きりしたん宗門御改之御帳」で起請文の提出者について確認したい。

(1) 「熊本形式」の内容構成

マレガ資料のなかで「熊本形式」は、臼杵城下の豊屋町のみで採用されており、その記載内容はつぎのとおりである⁶⁾。

史料1 きりしたん宗門御改ニ付起請文ヲ以申上候書物之事⁷⁾

一、私儀家内上下七人内六人者一向宗、壹人法華宗ニて御座候、度々之御改ニ付、去年も書物仕、右之寺々之住持旦那無紛と之証文を取、差上申候処ニ、今度従

公儀御改稠數被仰出ニ付而、又々右之寺々之住持裏判を取、差上申候、ケ様ニ申上候而も心中ニきりしたんを守り申儀も可有御座との儀ニ付、きりしたん之起請文を仕上申候、ていうすせすきりしとさんたまりやあんしよへやとの御罰を蒙り、永クめんへるのに落可申候、こんせいしやしゆらめんと偽少も不申上候、勿論如右申上きりしたんニ而無御座候、若相違於有之者、忝も

日本国中大小之神祇八幡大菩薩、愛宕山権現、当国ニ而ハ由原八幡、関

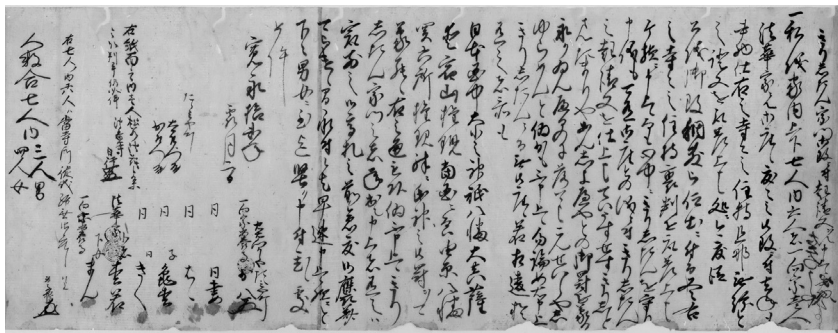


写真1 きりしたん宗門御改ニ付起請文ヲ以申上候書物之事 (A6.2.7.5.1.<5>)

©2022 Biblioteca Apostolica Vaticana

六所権現、殊ニ氏神之御罰ヲ可蒙罷候、右之通毛頭偽不申上候、きりしたん宗門之者承出シ申上者有之ハ、最前之御高札之前、急度御褒美可被遣候間承付候、尤早速申上候様ニと下々男女ニ至迄堅ク申付置候処如件

寛永拾貳年

霜月二日

忠右衛門かしやた、みや町

- | | |
|---------------------|--------------|
| 一向宗安養寺 [㊦] | 少八 (花押) (血判) |
| 同 | 同妻 (血判) |
| 同 | は、 (血判) |
| 同 | 子 亀松 (血判) |
| 同 | 同 きく (血判) |
| 法華宗 | 小者 松若 (血判) |
| 一向宗安養寺 | 下女 まん (血判) |

た、みや町

太左衛門殿

少左衛門殿

右紙面之内老入松若法花ニ候条

被加判畢仍如件 法音寺

日行 (花押) 法華宗[㊦]

右七人ノ内六人ハ当寺ノ門徒儀紛無御座候、以上
慶誓（花押）

人数合七人 内 三人男
四人女

「熊本形式」は宗派の記述から始まる。そして去年も書き物を作成して旦那寺の証文をとって提出したことを述べ、キリスト教を信仰していないことをキリスト教の神や信仰の対象と日本の神々に誓う。さらに、キリシタン宗門の者を訴えれば高札に記された褒美がもらえることも記している⁸⁾。この少八の家内7人の起請文では、6人の旦那寺の安養寺と小者松若1人の旦那寺法音寺が証明を記している。そして寺院の証明後に起請文は町年寄に提出されたとみられる。

(2) 「白杵形式」の内容構成

つぎに、マレガ資料中の「南蛮誓詞」の大半を占める「白杵形式」の記載内容を確認していく。

史料2 きりしたん宗門御改ニ付起請文前書之事⁹⁾

一、私儀妻子共ニ終ニきりしたん宗門ニ不罷成候、真宗善法寺旦那ニ而御座候、度々御改被成候、去年も去々年も書物仕、彼寺之旦那ニ紛無御座候旨証文を取、差上申処ニ今度従 公儀御法度稠被仰出付、又右之寺之住持此起請文に裏判を取上申候、我等屋敷之内家之内老若男女わらんへ迄も此起請ニはつれ申者壺人も無御座候、若心中ニきりしたんを守り申儀も御座可有かと被入御念候間、きりしたん起請文を仕上申候、ていうす、せすきりしと、さんたまりや、あんしよ、へやとの御罰蒙、永クぬんへるのに落可申候、こんせいしや、しゆらめんと少茂偽不申上候、若少も偽於申上者忝も

日本国中大小神祇八幡大菩薩、愛宕山大権現、当国ニ而者由原八幡宮、関六所権現、祇園牛頭天王、殊ニ氏神各御罰可罷蒙者也、仍起請文如件
寛永拾貳年

拾一月十日

中ノ川村 太兵衛^④（血判）

女房（血判）

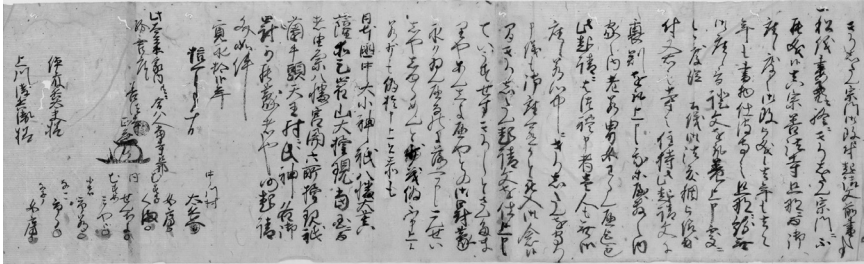


写真2 きりしたん宗門御改ニ付起請文前書之事 (A6.2.1.1.1.<5>)

©2022 Biblioteca Apostolica Vaticana

- むす子 くま (血判)
- 同 せんちよ (血判)
- むすめ みや (血判)
- 小者 市蔵 (血判)
- なこ 市郎 (血判)
- なこノ女房 (血判)

此太兵衛家内共ニ合八人当寺旦那
 紛無御座候 善法寺^① 正益 (花押)
 伊藤兵太夫様
 上川清兵衛様

「白杵形式」は、「私儀妻子共ニ終ニきりしたん宗門ニ不罷成候」という文言から始まり、宗派と旦那寺名、「去年も去々年も」書き物を提出したこと、公儀から厳しい法度が出されたため起請文に旦那寺の「証文」として提出すること、家内にキリシタンはいないこと等が述べられている。そしてキリスト教を信仰していないことを、キリスト教の神や聖人などの信仰の対象と日本の神々の双方に誓うことが記されている。キリスト教の神や聖人など（ていうす、せすきりしと、さんたまりや、あんしよ、へやと）に対しては、起請文に偽りがあれば「ゐんへるの」に落ち、「こんせいしや、しゆらめんど」¹⁰⁾に誓って偽りを言わないとしている。

日本の神々に挙げられているのは、「八幡大菩薩、愛宕山大権現」、豊後国に

においては「由原八幡宮、関六所権現、祇園牛頭天王」、そして「氏神」で、偽りを言えばこの神々の罰を蒙るとしている。これらの文言の後に、家族全員と小者や名子や下人などの隷属農民の名前を記し、押印あるいは花押を記させ、血判を押させている。そして最後に旦那寺が人員を確認して門徒であるとの証明を書き加えている。

「去年も去々年も書物仕、彼寺之旦那ニ紛無御座候旨証文を取、差上申」とあることから、臼杵藩では寛永10年(1633)からキリシタン宗門改のために領民から書き物を提出させ、少なくとも寛永11年には旦那寺の証明書を提出させていたことが確認される。

臼杵藩が寛永12年に領民に「南蛮誓詞」を提出させるにあたって、なぜ熊本形式と臼杵形式の2種類の形式が用いられたのかを考察するために、相違点等について整理、確認しておきたい。

- ①提出された時期は11月の2日と10日で、大きな差異はない。
- ②熊本形式は城下町(町方)で用いられ、城下町以外(在方)は臼杵形式。
- ③提出先は、城下町は町年寄、在方は藩の役人。また、この2点の比較では見えないが、在方は地域によって提出する役人が異なっている¹¹⁾。領民が「南蛮誓詞」を作成する際には、それぞれの提出先から文面の指示があったことは疑いないであろう。
- ④文言の大きな違いは、熊本形式は「去年も書物仕、右之寺々之住持旦那無紛と之証文を取、差上申候」で、臼杵形式は前述したように「去年も去々年も書物仕、彼寺之旦那ニ紛無御座候旨証文を取、差上申」と記されており、寛永10年から旦那寺の証明書を提出させていた可能性を残す。
- ⑤熊本形式のみ、キリシタン宗門の者を訴えれば高札に記された褒美がもらえることを記している。

以上のことから、確定的な答えは得られないものの、また、町年寄の役割と権限も検証しなければならぬが、宗門方がまだ設置されていない状況下で、町方と在方で起請文の提出先が異なったことが統一されなかった要因の一つと推測される。なお、豊屋町の領民について証明している旦那寺と在方の領民の旦那寺はほとんど差異がないため、寺院の影響はないとみられる。

(3) 「きりしたん宗門御改之御帳」の作成と「前きりしたん」の把握

臼杵藩での寛永12年(1635)の禁教政策は、「南蛮誓詞」を提出させることに留まらなかった。藩は寛永11～12年に村組を再編し、組庄屋は領民が提出した「南蛮誓詞」をもとに、村組ごとに「きりしたん宗門御改之御帳」を作成して藩に提出した。マレガ資料中には、柴尾村組(柴尾村・平岡村・江無田村・田篠村・戸室村)、門前村組(門前村・市村・野村)、佐志生組(大濱村・中津浦村・佐志生之内藤田村・左志生村・黒岩村・下ノ江村)、井野村組(井野村・田ノ口村・北ノ川内村)の4冊の「きりしたん宗門御改之御帳」が残されていた¹²⁾。しかし、現在、バチカン図書館が所蔵するのは、柴尾村組、井野村組の2冊と門前村組の表紙のみである。門前村組の本文と佐志生組の帳面は、調布のサレジオ神学院に保管されていたことを1980年代前半に大分県立図書館が確認したが、今回の調査では資料群中にその存在を確認できなかった。昭和59年(1984)の撮影資料を踏まえ、「きりしたん宗門御改之御帳」とはどういうものか、上記のなかから門前村組を取り上げ、記載内容を確認していくこととする。

史料3 「きりしたん宗門御改之御帳」(寛永12年、門前村組)¹⁴⁾

きりしたん御改ニ付起請文人人数ノ御帳
 御高百六拾六石卷斗七升九合五勺 御蔵納
 門前村 給所
 一、孫左衛門 家内 七人 内男四人
 女三人

(中略)



写真3 きりしたん宗門御改之御帳(寛永12年、門前村組)(大分県立図書館所蔵写真帳)

一、勘助 家内 拾貳人 内男七人
 女五人
 男四拾四人
 女四十壹人
 男女合八十五人

(中略)

男合三百五拾貳人、内三拾貳人ハ前きりしたん

女合三百七人、内三十壹人前きりしたん

男女惣合六百五拾九人

起請文数合百壹ツ 内 ニツハ前きりしたんニ付

家壹門ハ誓紙ニツ出申候

右之外私触内ニ壹人も誓紙ニはつれ申者無御座候、若隠置申通以來被問
 召出候ハ、庄屋曲事ニ可被仰付候

寛永拾貳年

十一月廿日

門前村庄屋 勘助

表紙には「きりしたん宗門御改之御帳」とあるが、内題は「きりしたん御改ニ付起請文人数ノ御帳」と書かれており、起請文(南蛮誓詞)の提出に基づいて作成された台帳であることが確認される。次いで村組を構成する村ごとに、村高、村名、起請文を提出した各家の家長名、家内の人数(総数、男女の内訳)、村の男女の人数、総数が記されている。村ごとの記載の後には村組の男女の人

表1 「きりしたん宗門御改之御帳」内容の概略

村組名	家数	男	女	男女合計	前キリシタン	
					男	女
佐志生組 *起請文数165	165	684	602	1286	72	43
柴尾村組 *起請文数72	72	269	257	526	5	5
門前村組 *起請文数101	101	352	307	659	32	31
井野村組 *起請文数69	69	308	275	583	記載なし	

数と「前きりしたん」の人数、そしてその後に総人数、起請文数と説明が書かれている。最後に「誓紙ニはつれ」た者がいないことを庄屋が誓い、年月日と名前を記している。

記載内容から、起請文は転びキリシタンのみではなく全領民が提出したことが確認される。¹⁵⁾なお、門前村組を含めた4冊に記されている内容の概略は表1の通りである。井野村組以外は「前きりしたん」の記載が見られる。

ここで門前村組「きりしたん宗門御改之御帳」の起請文数とそれに続く文言「起請文数合百壺ツ 内 ニツハ前きりしたんニ付家壺門ノ誓紙ニツ出申候」について検討してみたい。これは門前村組の帳面のみに見られる記述である。まず、起請文は101通で、そのうち2通が「前きりしたん」と捉えられる。そして「前きりしたん」の家からは「誓紙」を2通（2種類）提出していると受け取れる。また、「前きりしたん」なのは2家とも受け取れるが、門前村組の「前きりしたん」の人数が63人で2家のみというのは、「きりしたん宗門御改之御帳」に記載されている家の最大人数が23人なので考えられない。「前きりしたん」のうちの2家が、何らかの理由で「誓紙」を2通提出したということであろう。また、前述したように門前村組以外の村組には起請文数に続く文言は記載されておらず、家数と起請文数も同数であるため、起請文のなかに「前きりしたん」が別途提出した起請文が入っていることも考えにくい。遺っている「南蛮誓詞」を見ると、キリスト教を信仰しないという誓いや旦那寺の証明は書かれているものの、管見の範囲では前にキリシタンであったことが確認される文言が入っているものはない。しかし、組庄屋が起請文（南蛮誓詞）に基づいてこの「きりしたん宗門御改之御帳」を作成したさいには、「前きりしたん」の人数を把握しているのだから、記載するための確かな情報があったはずである。史料は未見であるが、把握する方法として、門前村組のようにキリシタンであったことがわかる「誓紙」も提出させられた可能性は高いと考えられる。

2. 「南蛮誓詞」作成の背景 —寛永10・11年の状況—

先にみた白杵形式の「南蛮誓詞」中に、「去年も去々年も」書き物を提出し

たという記述があるが、マレガ資料中に寛永10・11年（1633・34）に作成された文書は確認できない。よって、正保3年（1646）に提出された文書中に見られる野津地域での転宗状況、および熊本藩の寛永10・11年のキリシタン禁制状況を参考にして、臼杵藩での「南蛮誓詞」作成の背景について検討したい。

(1) 寛永10・11年の信仰状況

正保3年（1646）に作成された「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事」には、五人組の構成者ごとに旦那寺が作成した寺請の証明書が貼付されている。かつてキリシタンであった者については、転宗した年や状況等が記載されており、転宗年は慶長年間（1596～1615）から寛永11年（1634）にわたっている。具体的には、「キリシタンが改宗した年が記されている48通をみると、慶長19年（1614）10人、元和8年（1622）50人、寛永8年（1631）4人、寛永10年（1633）16人、寛永11年（1634）3人¹⁶⁾」という状況である。とりわけ元和8年に転宗した記録が多く、弾圧が厳しかったと推測される。

そして、その弾圧をくぐりぬけて信仰を保った者も寛永10年にはほとんど転宗せざるを得なかったと見受けられる。野津地域で寛永10・11年に転宗した事例、状況を示しておこう。

史料4 「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事」の貼紙¹⁷⁾

野津香ノ村之内寺小路村道休夫婦并男子又兵衛、同善太郎、同長十郎、娘
式人、弟太郎作合八人、浄土真宗也、但道休夫婦、又兵衛、太郎作四人ハ
此已前きりしたんニて御座候ヲ、寛永十年之御改ニころひ、でうすの絵を
もふみ申候、浄土真宗当寺之旦那其紛無御座候、仍寺請判形如件

正保三年八月十六日

臼杵善正寺悦玄

御奉行所

史料5 「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事」の貼紙¹⁸⁾

野津広原村助二郎夫婦一向宗前方きりしたんニて御座候を、寛永十年ニ
ころひ当寺旦那ニ罷成候、男子大助并娘式人、弟久市一向宗当寺旦那紛無御
座候、仍寺請判形如件

正保三年八月十六日

のつ黍野□ 了仁寺玄順㊦

御奉行所

史料6 「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事」の貼紙¹⁹⁾

野津寺小路村孫左衛門夫婦并親林斎前方きりしたんニて御座候を寛永拾壹年ニころひ（後略）

正保三年八月十六日

野つ黍野村 了仁寺玄順[㊦]

御奉行所

史料4は野津の寺小路村の道休夫婦と家族が寛永10年に転宗した記録で、「でうすの絵をもふみ申候」とある。絵踏については、「臼杵藩では、寛永十一年に、かつてキリシタンであった者（転びキリシタン）たちを対象に絵踏をしている」と考証されているが、寛永10年にすでに行われているのか、この史料の解釈と当該期の他の史料と合わせた検討が必要である。史料5は野津の広原村の助二郎夫婦が同じく寛永10年に転宗したことを記している。史料6は野津の寺小路村孫左衛門夫婦と親林斎が寛永11年に転宗した記録である。これらの記録を最後に寛永年間の転宗記録は見られなくなる。広原村は「下藤キリシタン墓地」がある下藤村の隣村で、寺小路村には「寺小路磨崖クルス」があり、下藤村とは野津川を挟んだ隣村である。野津のなかでもとりわけキリスト教の信仰が深かったとみられる地域であるが、寛永10・11年には信仰を保ちがたい状況であった。「南蛮誓詞」中にある「去年も去々年も」書き物を提出させられたことも信仰を続けなくなった大きな要因と考えられる。また一方で、寛永10・11年（1633・34）まで信仰を続けている者がいたことが、寛永12年に「南蛮誓詞」を提出させて禁教を徹底させることにつながったと推測される。

(2) 熊本藩の寛永10・11年のキリシタン禁制関係文書

では、「南蛮誓詞」中にある「去年も去々年も」書き物を提出させられたという内容はどのようなものであったろうか。前述したようにマレガ資料中に寛永10・11年（1633・34）に作成された文書が確認できないため、史料が遺る熊本藩における寛永10・11年のキリシタン禁制の動向をみてみたい。熊本藩の寛永10・11年のキリシタン禁制については、詳細な研究がなされており、その内容を含めて検討、確認すると、寛永10年には、キリシタンでないことを

日本の神々に誓う形で文書が作成されている。翌11年には、寺の証明をとって提出させている。熊本藩では、まず日本の神々に誓わせ、つぎに寺院から証明をとり、そして寛永12年にはそれまでの内容に加えてキリスト教の神にも誓わせ、さらに訴人の褒賞制度を広めることも記させた「南蛮誓詞」を提出させている。

臼杵藩の場合も寛永10・11年は、この熊本のような形式であったか、あるいは寛永10年の段階から寺の証明をとって提出させたと考えられる。そして寛永12年には熊本藩の影響をうけた「南蛮誓詞」と臼杵藩独自の形式の「南蛮誓詞」が作成された。

3. 「南蛮誓詞」と臼杵藩の仏教界の動向

臼杵形式の「南蛮誓詞」のなかに、臨済宗寺院において、僧侶が妻帯という理由で証明を無効とした文書が十数点確認される。寛永11年（1634）までは証明が認められていたが、寛永12年（1635）の「南蛮誓詞」作成の段階で無効とされている。まず妻帯僧に関する「南蛮誓詞」の内容を見て、つぎに寺請とキリシタン教化の役割を果たした寺院と僧侶について、寛永12年前後の動向を確認しておきたい。なかでもこの時期に大きな動きが確認される浄土真宗と臨済宗の動向に着目していく。

(1) 妻帯僧による「南蛮誓詞」の証明

妻帯を理由に証明が無効とされたため、新たに寺請寺院を求めたことを記した「南蛮誓詞」の文面はつぎの通りである。

史料7 きりしたん御改ニ付而起請文前書之事²²⁾

一、私儀妻子共ニ終きりしたん宗門ニ不罷成候、禪宗にて野津筒井村妙楽寺旦那ニ而御座候、度々御改被成候時も書物仕、彼寺之旦那ニ紛無御座候旨証文を取、指上申処ニ、今度従公儀御法度稠敷被 仰出ニ付而、彼妙楽寺は、さいたい僧ニ而御座候故、証文証跡ニ成間敷由被仰ニ付而、旦那共方々之寺へ参候間、我々も臼杵

見星院を頼入、旦那ニ罷成、則裏判取上申候、我等屋敷之内家之内老若男女ニ至迄、此起請はつれ申者壹人も無御座候、若心中ニきりしたんを守り申儀も可有之かと被入御念候間、きりしたん之起請文仕上申候、ていうす、せすきりしと、さんたまりや、あんしよ、へやとの御罰蒙り、永いぬへるのに落可申候、こんせいしやしゆらめんと偽少も無御座候、若偽於申上は、忝も 日本国中大小之神祇八幡大菩薩、愛宕山大権現、当国ニ而ハ由原八幡宮、関六所権現、祇園牛頭天王、殊ニ氏神之御罰可罷蒙者也、仍而起請文如件

寛永拾弐年 十一月十四日

東神野村 与左衛門^印 (血判)
女房 (血判)
平吉 (血判)
松次郎 (血判)
ほと (血判)
吉蔵 (血判)
女房 (血判)
けさくま (血判)
けさ (血判)
うは (血判)
^印与市郎 (血判)
^印女房 (血判)
^印けさ松 (血判)

此与左衛門家内男女共ニ拾人我等旦那今度相定所実正也

見星院 東二 (花押)
右与市郎男女合三人当寺之旦那紛無御座候 正光寺^印 眷恵 (花押)
伊藤兵太夫様
上川清兵衛様

東神野村の与左衛門家内の10人については、これまで禅宗の「野津筒井村妙楽寺」が門徒である証明書を出していた。しかし妙楽寺は妻帯僧のため、寛

永12年に証明書は無効とされた。それゆえ、白杵見星院の門徒となったと記している。「寺院明細帳」によると、この見星院（見星寺）は臨濟宗妙心寺派で、寛永11年の創建である。寺院の証明を見ると、新たな旦那寺の見星院は人員を確認し、他の3人の旦那寺正光寺は一人ひとりの名前の上に押印している。寺院は門徒を一人ずつ把握しているとみてよいであろう。

マレガ資料中では、この妻帯僧妙楽寺の東神野村の門徒10軒が証明を無効とされて旦那寺を見星院に変更している。同じく吉小野村の禪宗圓福寺も妻帯僧のため、東神野村の圓福寺門徒6軒も見星院に変更している。その一方で、久木小野村の圓福寺門徒の19軒は圓福寺の証明がそのまま認められている。段階的、あるいは意図的なものであろうか。

いずれにしても、「南蛮誓詞」と寺請制度によってキリシタン統制を行うにあたり、藩主の菩提寺月桂寺と同宗の臨濟宗寺院には高い倫理が求められた。

(2) 僧侶の活動、寺院の創建と統制

白杵藩では、キリシタンへの統制を強化し、転宗したキリシタンを受け入れるために、僧侶の活動と新たな寺院が必要とされた。浄土真宗では、念仏で民衆の教化にあたった玄順の活動が注目される。玄順は藩主の命を受けて寛永12年(1635)に野津の地に赴いたといわれ、了仁寺²³⁾の開基となり、転宗したキリシタンを受け入れていった。了仁寺は野津在住の白杵善法寺門徒も引き継いでいったようである。また、この時期に創建された寺院として尊形寺²⁴⁾もあげられる。

禪宗では臨濟宗の動きが顕著である。藩主の菩提寺臨濟宗妙心寺派の月桂寺とともに中心的存在であったのが、同じ妙心寺派多福寺の排耶僧雪窓宗²⁶⁾崔である。禪宗寺院（臨濟宗）の動向を見てみると、津久見の大雄寺は寛永12年に破却したと伝えられており、先に見た妙楽寺（野津筒井村）は妻帯僧のため寺院の証明の効力を失い、同じく圓福寺（白杵吉小野）も妻帯僧のため一部の門徒について証明は無効とされた。その一方で見星院（白杵）が創建され、妙楽寺と圓福寺の門徒の受け皿となっている。かつて存在し、姿を消した理由が不明な禪宗寺院については、このときの統制が関係していることが考えられる。また、妙楽寺への対応については、野津の普現寺が関係している可能性が高い。

(3) 普現寺について

普現寺の創建について「寺院明細帳」は、正保4年(1647)と伝えている。寛保元年(1741)に臼杵藩士太田六郎兵衛重澄が著した「寺社考」には、「峨嵋山普現寺(板屋村) 禪宗月桂寺末寺也(中略)伝曰有洞院筒井村妙楽寺(ト云)五山派之禪宗而妻帯也、不肯止妻帯院主退而寺及破壊依テ正保年中月桂寺四世大安和尚移寺于今之地改寺号为普現附山号」と、妙楽寺が妻帯のため破壊となり、正保年間(1644~48)中に月桂寺四世大安和尚が寺を移転させて寺号を改めて普現寺になったと述べている。さらに妙楽寺の項でも「移寺于同院板屋村而号普現寺」と板屋村に移って普現寺となったと説明している。慶安元年(1648)に著された「普現寺略記」には、「(前略) 其後寛永正保年間南蛮国ヨリ切支丹等ノ邪法渡来シテ諸国ニ蔓延ス此郷ヲ最モ盛ンナリトス于茲正保四丁亥年月桂四世大安和尚当寺ニ於テ(中略) 彼邪法ヲ破シ彼邪徒ヲ教誡シテ正法ニ帰入セシメタリ」と記されている。一方、貞享4年(1687)の黍野村吉内女房に関する「転之者本人并類族之御帳」²⁸⁾には、父方伯父の長右衛門について、「此長右衛門四拾六歳ニ而寛永拾貳年亥ノ十二月廿四日於赤迫村痰病ニ而病死、禪宗普現寺取置」²⁹⁾とある。また、他の帳面にも「此女房寛永拾年ニ切支丹宗門転禪宗月桂寺旦那ニ罷成、近所之寺故寛永十四年ニ禪宗普現寺旦那ニ罷成」と、寛永期の普現寺の動向が記されている。普現寺は寛永12年(1635)から妙楽寺の門徒を受け入れ、正保4年に正式に寺院として認められたと捉えてよいのではなかろうか。

4. 「南蛮誓詞」と「きりしたん宗門御改之御帳」の活用

寛永12年(1635)に作成された、「南蛮誓詞」と「きりしたん宗門御改之御帳」は、その後のキリシタン禁制にどのように活用されたのであろうか。幕府は寛文5年(1665)に諸藩に「宗門改帳」の作成を命じた。そして貞享4年(1687)には、キリシタン本人と類族(キリシタンの子孫等)に特化した「転之者本人并類族御帳」が作成されている。「南蛮誓詞」から30年後、そしておよそ50年後に作成された書類との関係について検討していく。

(1) 「南蛮誓詞」・「きりしたん宗門御改之御帳」と「宗門改帳」

まず今一度「南蛮誓詞」と「きりしたん宗門御改之御帳」に記載されている情報・内容等を確認しておく。 「南蛮誓詞」には、戸主を筆頭に、家族や下人等について戸主との関係と名前³⁰⁾が書かれている。そして寺院ごとのまとまりで各寺院が門徒の人数を確認し、門徒である証明文と印が押されている。また、門徒一人ひとりの名前の上に押印している寺院もある。これによって各人の旦那寺が確認される。「きりしたん宗門御改之御帳」には、戸主の名前、構成人数、各村の持高、村組の持高、村の人数、村組の人数、「前きりしたん」の人数が記されている。

一方、「浄土宗宗門改帳」³¹⁾を例にとると、「宗門改帳」には家の持高、戸主・家族・下人等の名前と年齢、人数、各人の旦那寺が記載され、旦那寺の印が押されている。あわせて牛馬数も記載されている。

両者を比較すると、年齢と牛馬数以外は「南蛮誓詞」と「きりしたん宗門御改之御帳」に情報が有り、作成された寛永12年(1635)の段階で、白杵藩の庄屋と寺院は「宗門改帳」作成に必要な情報を集積しているといつてよいであろう。

(2) 「南蛮誓詞」・「きりしたん宗門御改之御帳」から「転之者本人并類族御帳」へ

つぎに貞享4年(1687)の12月に作成された、野津の「川登之内白岩村弥五郎」の「転之者本人并類族御帳」³²⁾を見てみよう。表紙には、弥五郎について「誓紙ニハ市介と有之」と記しており、本文の最初には、弥五郎について以下のように記している。

寛永十二年之御帳ニ市介と有之

一、川登之内白岩村 (朱書)「本」○弥五郎 当卯八十三歳

寛文五之御帳ニも有之

此弥五郎寛永拾年切支丹宗門転真宗正光寺旦那成申候、八拾弍歳ニ而
貞享二年丑四月廿三日於白岩村中風ニ而死、真宗正光寺取置

貞享4年に「本人并類族御帳」を作成する際、「誓紙」と「寛永十二年之御帳」、寛文5年(1665)作成の「寛文五之御帳」で確認している。³³⁾ 「誓紙」は「南蛮誓詞」、「寛永十二年之御帳」は「きりしたん宗門御改之御帳」、「寛文五

之御帳」は「宗門改帳」のことと推測される。ただし、戸主以外の類族にも「寛永十二年之御帳ニ有之」という記述が見られるので、「寛永十二年之御帳」は、「南蛮誓詞」と「きりしたん宗門御改之御帳」を合わせた内容を指すとも考えられる。また、史料中の「本」という朱書はキリタン本人のことと推される。

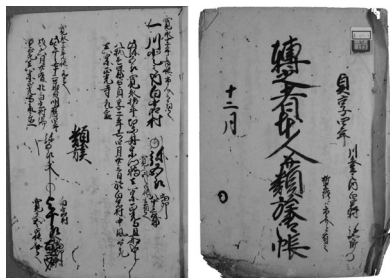


写真4 転之者本人并類族御帳
(長崎純心大学博物館所蔵文書)

もう1点、マレガ資料中にある、貞享4年卯11月2日付の「野津才原村助右衛門女房 転類族之内本人に成者并其類族御帳 仲ノ村組³⁴⁾」を見てみよう。表紙に「父源七郎誓詞ニ而本人」、末尾には「誓詞引合済 野津才原村介右衛門女房見」と朱書きされている。父源七郎は「南蛮誓詞」によってキリタン本人と確認されたとみられる。さらに源七郎の動向が興味深い。帳面の本文には以下のように記述されている。

寛永拾貳御帳無之 助右衛門

一、野津才原村 ○(朱書)「本」女房 当卯ニ九拾四歳
寛文五御帳無之

此女房父八熊村源七郎元和拾年於下藤村切支丹宗門

転、此者父不転以前出生仕り、真宗妙正寺旦那罷成、五拾七歳ニテ
慶安三年八月七日ニ痰症相煩於才原村死候、則妙正寺取置

類族 (上段) (下段)

(朱書)「下藤村誓詞文有之」

八熊村

此源七郎五拾年以前於八熊村中風
相煩死候、年[号月日知不]申
禅宗月桂寺取置

女房父○(朱書)「本」源七郎 年不知

八熊村の源七郎は、元和10年(1624)に下藤村で転宗している。源七郎は国指定史跡「下藤キリタン墓地」がある下藤村に多くの土地を所有していたとみられる³⁵⁾。さらに「下藤村誓詞文有之」と朱書されていることから、元和10年に転宗した後も、少なくとも「誓詞文」が作成された寛永12年

(1635) までは下藤村に居住していたと推測される³⁶⁾。その後、八熊村に移転し、貞享4年の50年以前(寛永14年〈1637〉以前)に亡くなった。藩は貞享4年に村からこの「転類族之内本人に成者并其類族御帳」の提出を受けた後に、寛永12年に提出されていた「南蛮誓詞」と照合し、確認したことについて朱書を施したと推測される。

また、マレガ資料中にある、15通が継がれた三重菅生村の「南蛮誓詞」の後に、「誓紙数十五 人数百三十六人 ○三重 下ノ村与 すがう村 引合済³⁷⁾」と書かれた紙が貼られている。そして、白杵小河内村の「南蛮誓詞」と一緒に「□□小河内村 貞享四年卯五月八日 引合相済申候³⁸⁾」と書かれた付箋も遺されている。「引合済」「引合相済申候」と記されているように、何かと照合したことが確認される。こちらも藩が「本人并類族御帳」と「南蛮誓詞」を照合したときに記したと推測される。

以上のことから、貞享4年の「本人并類族御帳」は、庄屋が作成して藩に提出し、藩が「南蛮誓詞」と「きりしたん宗門御改之御帳」と照合して内容を確認したと考えられよう。

おわりに

最後にもう一度確認しておこう。白杵藩では、寛永11年(1634)までに領民に旦那寺の証明を提出させ、寺請制度を整えた。そして寛永12年(1635)に日本の神々およびキリスト教の神や聖人などの信仰対象にキリスト教を信仰していないことを誓って血判を押させ、さらに寺院の証明もとった「南蛮誓詞」を全領民に提出させた。組庄屋には「南蛮誓詞」を基に「きりしたん宗門御改之御帳」を作成させている。この帳面には以前に「きりしたん」であった者の人数も記されており、転宗したキリシタンには他の領民の形式と異なった起請文も提出させている可能性がある。

キリシタン禁制は当然のことながら寺院にも大きな影響を及ぼした。浄土真宗では了仁寺などの新たな寺院が創建され、臨済宗では妻帯僧の寺請証明が無効とされ、寺院の再編が行われていった。

そして「南蛮誓詞」と「きりしたん宗門御改之御帳」は、キリシタン禁制と類族統制の基本資料、情報源となり、貞享4年(1687)に庄屋が「本人并類族御帳」を作成して藩に提出したさいにも記載内容確認のために活用されたのである。

註

- 1) 大半はフォンド・マレガA6に収められている。概要は『バチカン図書館所蔵マレガ神父収集豊後切支丹史料—概要と紹介— Vol.1』(マレガ・プロジェクト、2017年)、20-21頁。
- 2) 片岡弥吉『踏絵—禁教の歴史—』(NHKブックス、1969年)、139頁。
- 3) 註2片岡前掲書、140頁。
- 4) 岡田章雄「いわゆる『南蛮誓詞』に関する一考察」(『基督教史学』第4輯、基督教史学会、1953年)、156-167頁。
- 5) 京都は岡田が紹介している法金剛院文書等。熊本は熊本大学附属図書館所蔵の松井文庫。白杵はマレガ資料群、および善法寺所蔵文書に確認できる。
- 6) 遺っている城下町の起請文は壘屋町のみのため、残念ながら城下町すべてがこの形式であったのか断定はできない。
- 7) マレガ資料A6.2.7.5.1.(5)。
- 8) 寛永12年(1635)に作成された文書の一つに庄屋の請状がある。岡田が指摘した起請文(南蛮誓詞)作成に関する記述の他に、「ばてれん」や「入満」(イルマン)のことを申し出た者には「御ほうひ」としてそれぞれ「銀子貳拾枚」、「銀子拾枚」を与えること等が記述されている(松井洋子他『甞る「豊後切支丹史料」』勉誠出版、2020年、177頁)。この内容は史料1の「最前之御高札之前、急度御褒美可被遣候」のことと推測される。
- 9) マレガ資料A6.2.1.1.1.(5)。
- 10) 「南蛮誓詞」に記されているキリスト教に関する語句の意味は、ていうす=デウス、せすきりしと=イエス・キリスト、さんたまりや=聖母マリヤ、あんしよ=天使、へやと=諸聖人、みんへるの=地獄、こんせいしや=良心、しゆらめんと=起請。
- 11) マレガ文書A6中にある在方の南蛮誓詞の提出先は6つにわかれている。白杵市旧市内が伊藤兵太夫・上川清兵衛、津久見地域が後藤市郎右衛門・伊藤新右衛門、野津と犬飼地域が岡部三左衛門・吉田平太夫、三重地域が片岡三郎兵衛・山本九右衛門、大分市東部地域が土屋次郎左衛門・牧田弥左衛門、大分市西部から扶間地域が日下四郎左衛門・野村武左衛門に提出している。
- 12) マレガ神父も「きりしたん改帳の残存せる四冊」と記述している(『豊後切支丹史料』サレジオ会、1942年、92頁)。
- 13) サレジオ神学院には、200点ほどのマレガ資料群が分置されていたが、2005年頃にそれらはローマにあるサレジオ大学図書館に送られた。しかし、プロジェクトによる2014年の同大学調査では該当の文書を確認することができなかった。なお、2016年、この資料群は修理のためバチカン図書館に移管された。
- 14) 史料は大分県立図書館が昭和59年7月に撮影した写真帳「豊後キリシタン文書(マリオ・マレガ神父収集分)」による。
- 15) マレガ神父は註12『豊後切支丹史料』(88頁〜)において、「起請文(南蛮誓詞)」を「棄教

請文」として提出者を信者と捉えているが、提出者は領民すべてと指摘しておきたい。

- 16) 佐藤晃洋「禁教初期における白杵藩のキリシタン対策」(『マレガ収集日本資料の発見と豊後キリシタン研究の新成果』マレガ・プロジェクト、2019年)、24・25頁。
- 17) マレガ資料A5.4.2.5.4.3。
- 18) マレガ資料A5.4.2.5.1.2。
- 19) マレガ資料A5.4.2.5.4.9。
- 20) 安高啓明『踏絵を踏んだキリシタン』(吉川弘文館、2018年)、161頁。
- 21) 吉村豊雄「近世初期熊本藩におけるキリシタン禁制の展開」(『史学研究』第149号、1980年)。今村義孝「近世初期宗門人別改めの展開について」(『キリシタン研究』第17輯、吉川弘文館、1977年)など。
- 22) マレガ資料A6.2.4.4。
- 23) 南豊了仁寺史編纂委員会『南豊了仁寺史』(了仁寺、1982年)、18頁。
- 24) 野津町烏嶽に所在、「寺院明細帳」には寛永16年創建と記されている。
- 25) 野津町八里合に所在、「寺院明細帳」には寛永11年の創建と記されている。
- 26) 雪窓宗崔については、大桑斉『雪窓宗崔 一禪と国家とキリシタン』(同朋舎、1984年)に詳しい。
- 27) 解脱寺文書。
- 28) 長崎純心大学博物館所蔵文書(A013-3)。
- 29) 長崎純心大学博物館所蔵文書(A013-7)。
- 30) 女性は母・女房の場合は名前の記載がない。
- 31) 有永家文書(大分県立先哲史料館所蔵)。
- 32) 長崎純心大学博物館所蔵文書(A013-1)。この種の「類帳帳」は末尾に庄屋の名前が記されており、押印があるものもあることから、村で作成して藩に提出し、藩が管理したと推測される。
- 33) 「貞享四年八月キリシタン類帳帳(通村吉助女房類族)」には、「延宝元丑ノ年御帳ニ有之」と記されており、延宝元年(1673)に作成された帳面と照合確認した例も見られる。註8松井他前掲書、345頁。
- 34) マレガ資料A11.2.5.11.1。
- 35) 拙稿「中世の『野津院』と下藤周辺」(『下藤地区キリシタン墓地』、白杵市教育委員会、2016年)、100頁。および拙稿「豊後国大野郡野津院下藤村の村落構造 一指導者リアンとキリシタン墓地一」(『史料館研究紀要』第19号、大分県立先哲史料館、2015年)、19頁。
- 36) 前述した寺小路村と広原村の隣村である下藤村にも、少なくとも元和10年(1624)まで信仰を保った者がいた。他の村民の信仰状況は不明だが、下藤キリシタン墓地が展開された下限を、少なくとも元和10年にまでは求めてよいのではなかろうか。
- 37) マレガ資料A6.2.7.1.1。
- 38) マレガ資料A6.2.7.4.0.1。